

「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」中一部変更

- 2. (5) ロ、を横線のとおり改める。

ロ、退職一時金

退職一時金は、退職または在職中死亡のときの退職手当計算の基準となる俸給（以下「退職手当計算基準俸給」という。）に、標準年齢（注）等に応じた支給割合を乗じた金額を、退職または在職中死亡の際、一時に支給する。その際、功労に応じ、退職手当計算基準俸給に一定の支給割合を乗じた金額を、功労金として加給することができる。また、満年齢 60 歳に達する月より前に退職する管理職について、4. (1) で政策委員会が定めた要件を満たす場合には、退職手当計算基準俸給に一定の割合を乗じた金額を、割増金として加給することができる。

（注）略（不変）

- 3. を横線のとおり改める。

3. 特別嘱託およびシニアスタッフエキスパート職員の給与

~~（1）特別嘱託~~

~~特別嘱託の給与は月俸、諸手当及び賞与からなるものとする。~~

~~イ、月俸は、職務及び機能度等に応じて支給する。~~

~~ロ、諸手当は、事務職員等に準じて支給する。ただし、住居手当は支給しない。~~

~~ハ、賞与は、事務職員等に準じて支給する。~~

~~（2）シニアスタッフ~~

シニアスタッフエキスパート職員（注）の給与は月手当、及び諸手当及び賞与からなるものとする。

(注) シニアスタッフエキスパート職員とは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号)における「継続雇用制度」に基づく再雇用者をいう。

~~イ、~~ (1) 月手当は、職務及び機能度等により定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

~~ロ、~~ (2) 諸手当は、事務職員等に準じて支給する。ただし、住居手当、~~単身赴任手当及び昼食~~は支給しない。

(3) 賞与は、事務職員等に準じて支給する。

(附則)

1. この一部変更は、平成27年4月1日から実施する。
2. 特別嘱託およびシニアスタッフに係る経過措置

従前の規定に基づく特別嘱託またはシニアスタッフにある者に支給する平成27年4月からの給与は、従前の規定に基づく月俸、諸手当及び賞与又は月手当及び諸手当とする。